

「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく 第2回日本国隔年報告書



2015年12月 日本国

目次

はじめに.....	1
第 1 章 温室効果ガス排出量と傾向の情報.....	3
1.1 温室効果ガスの排出・吸収量の状況.....	4
1.1.1 温室効果ガスインベントリの概要.....	4
1.1.2 温室効果ガス総排出・吸収量の推移.....	6
1.1.3 温室効果ガス別の排出・吸収量の推移.....	8
1.1.4 分野別の温室効果ガス排出・吸収量の推移.....	17
1.1.5 エネルギー起源 CO ₂ 排出量の増減要因分析.....	25
1.1.6 前駆物質及び硫黄酸化物の排出量の推移.....	32
1.1.7 京都議定書第 3 条 3 及び 4 の活動による排出・吸収状況.....	33
1.2 国家インベントリ取り決めの概要情報.....	44
1.2.1 インベントリ作成のための制度的取り決め.....	44
1.2.2 インベントリ作成に関わる各主体の役割・責任.....	45
1.2.3 インベントリ作成プロセス.....	47
1.2.4 QA/QC プロセス.....	49
1.2.5 NC6/BR1 からの国家インベントリ取り決めの変更.....	49
第 2 章 定量化された経済全体の排出削減目標.....	51
第 3 章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報.....	55
3.1 緩和行動とその効果.....	56
3.1.1 国内の制度的取り決めに関する情報.....	56
3.1.2 緩和行動に関する政策措置とその効果.....	56
3.2 対応措置の社会経済的影響の評価.....	75
3.3 排出削減量・吸収量、及び市場メカニズム・LULUCF 活動からのユニットの利用の推計.....	76
第 4 章 将来予測.....	79
4.1 はじめに.....	80
4.2 予測シナリオ.....	80
4.3 主要変数及び前提.....	80
4.4 温室効果ガス総排出量の予測.....	80
4.5 ガス別の予測.....	81
4.5.1 エネルギー起源二酸化炭素.....	81
4.5.2 非エネルギー起源二酸化炭素.....	82
4.5.3 メタン.....	82
4.5.4 一酸化二窒素.....	82
4.5.5 代替フロン等 4 ガス.....	82

4.6	分野別の予測.....	83
4.6.1	エネルギー分野.....	83
4.6.2	工業プロセス及び製品の使用分野.....	83
4.6.3	農業分野.....	83
4.6.4	LULUCF 分野.....	83
4.6.5	廃棄物分野.....	83
4.7	政策措置の統合効果の評価.....	84
4.8	将来予測の推計方法.....	84
4.8.1	エネルギー分野.....	84
4.8.2	IPPU 分野.....	85
4.8.3	農業分野.....	85
4.8.4	LULUCF 分野.....	86
4.8.5	廃棄物分野.....	86
4.9	NC6/BR1 における将来予測との差異.....	86
4.9.1	推計方法の変更点.....	86
4.9.2	将来予測結果の比較.....	86
第 5 章	途上締約国への資金・技術・能力開発支援の提供.....	87
5.1	資金.....	88
5.1.1	非附属書 I 国への資金・技術・能力開発支援の把握のための国家的アプローチ.....	88
5.1.2	気候変動の適応及び緩和に関し、非附属書 I 国のニーズに効果的に対処するための財源確保方策.....	89
5.1.3	多国間、二国間、地域間チャンネルを通じた支援.....	89
5.2	技術開発及び移転.....	107
5.2.1	イノベーション.....	107
5.2.2	技術の普及による海外における削減.....	107
5.3	能力開発.....	111
第 6 章	その他の報告事項.....	115
6.1	排出削減目標の遵守に関する自己評価プロセス.....	116
6.2	その他の情報.....	116
	参考文献.....	117
	略語表.....	119

はじめに

「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC。以下、「気候変動枠組条約」という。）」の第16回締約国会合（COP16）において、先進国は、定量的削減目標の達成のための緩和行動や達成排出削減量を含む排出削減の進捗、将来予測、資金・技術・能力開発面での支援の提供等に関する情報を含む「隔年報告書（Biennial Reports：BR）」を提出すべきことが決定された（1/CP.16）。COP17では、先進国は「第1回隔年報告書（BR1）」を2014年1月1日までに提出し、かつその後2年おきにBRを提出しなければならないことが決定されるとともに、BRで報告すべき事項を定めた「BR報告ガイドライン」が採択された（2/CP.17, Annex I）。COP18では、BRで報告が求められている情報を入力する各国共通の「共通表様式（Common Tabular Format：CTF）」が採択されている（19/CP.18, Annex）。

上記各規定に基づき、日本国はここに第2回隔年報告書（BR2）を提出する。

本報告書の構成は、BR報告ガイドラインで規定された報告項目に沿っている。第1章「温室効果ガス排出量と傾向の情報」では、気候変動枠組条約第4条及び第12条並びに2/CMP.8決定に基づき毎年報告している日本国温室効果ガスインベントリと整合した、我が国における1990～2013年度の温室効果ガス排出量と傾向の情報を報告した。第2章「定量化された経済全体の排出削減目標」では、我が国の2020年度の温室効果ガス排出削減目標を報告した。第3章「定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報」では、2020年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた進捗状況と、目標達成に向けて我が国が実施している緩和行動に関する情報等について報告した。第4章「将来予測」では、2020年度・2030年度の温室効果ガス排出・吸収量の予測値について報告した。第5章「途上締約国への資金・技術・能力開発支援の提供」では、我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術及び能力開発の支援に関する情報を報告した。第6章「その他の報告事項」では、その他の関連情報を報告した。